平成２２年（フ）第３０号
徳島県阿南市福井町動々原170番地62
債務者　姫路　　恵
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第３１号
徳島県阿南市津乃峰町長浜433番地43
債務者　呉羽　礼子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第７２号
群馬県桐生市本町２丁目３番11号
債務者　飯澤　俊幸
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１３４９号
名古屋市名東区牧の原２丁目504番地　ラジョリメゾン雅205号
債務者　野畑　雅弘
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４４３号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字ヤノ割20番地１　小島荘102号
債務者　小島たか子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５４６号
名古屋市中川区昭和橋通６丁目16番地　ボナール畑田201号
債務者　中川　浩孝
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６１０号
名古屋市名東区牧の里２丁目706番地　高針中央マンション502号
債務者　林　理恵子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４４号
三重県津市末広町３番22号　メゾンボンルージュ22―102号
債務者　市川　健一
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４５号
三重県津市白山町川口3425、住民票上の住所三重県津市大里窪田町1956番地
債務者　草深はなえ
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４８号
三重県津市高野尾町3175番地104
債務者　金塚　林太
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５０号
三重県津市津興119番地１　結城団地Ｐ３―401
債務者　野呂まり子
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５５号
三重県松阪市嬉野中川新町一丁目86番地　クレッシェンド美宇102号
債務者　百武　紘司
1　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２２３号
大阪市港区港晴２丁目４番18―205号
債務者　藤山　純祐
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２７４号
神奈川県藤沢市湘南台５丁目20番地の１　沢野ハイツ223
債務者　出川　健人
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５３６号
横浜市泉区中田西４丁目15番２―202号
債務者　最上　里江
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５６２号
横浜市磯子区岡村３丁目10番16号
債務者　西丸絵里奈（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６１４号
横浜市港南区笹下１丁目７番14号
債務者　細井　裕子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部